

既存住宅のある敷地に、  
一般的なカーポートを  
増築する場合の記載例

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

富山県建築主事 様

令和×年 ×月××日

提出先の審査機関による。  
・民間 →提出先に確認する。  
・富山市 →「富山市建築主事」  
・高岡市 →「高岡市建築主事」  
・その他 →「富山県建築主事」

申請者氏名 富山太郎

設計者氏名 立山二郎

※手数料欄	申請部分の面積に応じて手数料がかかる。 県に提出する場合は、①電子申請+オンライン納付、②紙申請+オンライン納付、③紙申請+窓口納付のいずれかの方法で手数料を納付してください。		
※受付欄	※自治体関係欄	※手数料欄	※確認番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員印

建築主等の概要

建築主が2人以上の場合は、  
すべて記入する。  
建築計画概要書・工事届も同  
様に記入する。

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 トヤマ タロウ  
【ロ. 氏名】 富山 太郎  
【ハ. 郵便番号】 930-XXXX  
【ニ. 住所】 中新川郡〇〇町□□番地××  
【ホ. 電話番号】 076-XXXX-XXXX

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (二級) 建築士 (富山県知事) 登録第 XXXXX 号  
【ロ. 氏名】 立山 二郎  
【ハ. 建築士事務所名】 (二級) 建築士事務所 (富山県) 知事登録第 (X)XXXX 号  
〇〇建築二級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 930-XXXX  
【ホ. 所在地】 中新川郡立山町前沢××-××  
【ハ. 電話番号】 076-XXXX-XXXX

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (二級) 建築士 (富山県知事) 登録第 XXXXX 号  
【ロ. 氏名】 立山 二郎  
【ハ. 建築士事務所名】 (二級) 建築士事務所 (富山) 知事登録第 (X)XXXX 号  
〇〇建築二級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 930-XXXX  
【ホ. 所在地】 中新川郡立山町前沢××-××  
【ハ. 電話番号】 076-XXXX-XXXX  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 すべて

建築士事務所の開設者は、建築主  
に対し、設計等受託契約に係る重  
要事項説明を行う必要がある。

(その他の設計者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ハ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ハ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ハ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

---

#### 【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
  - 【ロ. 勤務先】
  - 【ハ. 郵便番号】
  - 【ニ. 所在地】
  - 【ホ. 電話番号】
  - 【ヘ. 登録番号】
  - 【ト. 意見を聴いた設計図書】
- 

#### 【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( 二級 ) 建築士 ( 富山県知事 ) 登録第 XXXXX 号
- 【ロ. 氏名】 立山 二郎
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( 二級 ) 建築士事務所 ( 富山県 ) 知事登録第 (X)XXXX 号  
〇〇建築二級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 930-XXXX
- 【ホ. 所在地】 中新川郡立山町前沢XX-XX
- 【ヘ. 電話番号】 076-XXXX-XXXX
- 【ト. 工事と照合する設計図書】 すべて

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
  - 【ロ. 氏名】
  - 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号
  - 【ニ. 郵便番号】
  - 【ホ. 所在地】
  - 【ヘ. 電話番号】
  - 【ト. 工事と照合する設計図書】
- 

#### 【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】 高岡 三郎
  - 【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (富山県知事) 般-26 第 XXXXX 号  
〇〇建築
  - 【ハ. 郵便番号】 930-XXXX
  - 【ニ. 所在地】 中新川郡立山町前沢XX-XX
  - 【ホ. 電話番号】 076-XXXX-XXXX
-

【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済（ ）

未申請（ ）

申請不要

---

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済（ ）

未提出（ ）

提出不要（ ）

---

建築物の名称、または、工事名が決まっている場合は記入する。

【9. 備考】

富山邸カーポート増築工事

---

第三面は、敷地内の建築物について、既存部分を含めて記載する。

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 中新川郡〇〇町□□×番×

【2. 住居表示】 中新川郡〇〇町□□×番地××

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (□市街化区域 □市街化調整区域 ■区域区分非設定)  
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道路】

【イ. 幅員】 6.0 m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 18.4 m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ( 294.41 m<sup>2</sup> ) ( )

(2) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】 ( 指定なし ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の

( 200 % ) ( )

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

( 60 % ) ( )

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 294.41 m<sup>2</sup>

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200 %

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60 %

【フ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

□新築 ■増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築物全体】 ( 12.95 m<sup>2</sup> ) ( 66.24 m<sup>2</sup> ) ( 79.19 m<sup>2</sup> )

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】

( 12.95 m<sup>2</sup> ) ( 66.24 m<sup>2</sup> ) ( 79.19 m<sup>2</sup> )

【ハ. 建蔽率】 26.90 %

【11. 延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )

【イ. 建築物全体】 ( 22.26 m<sup>2</sup> ) ( 129.17 m<sup>2</sup> ) ( 151.43 m<sup>2</sup> )

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

( ) ( )

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

( ) ( )

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

( ) ( )

【ホ. 認定機械室等の部分】 ( ) ( ) ( )

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 ( 22.26 m<sup>2</sup> ) ( 0 m<sup>2</sup> ) ( 22.26 m<sup>2</sup> )

【ト. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( )

【チ. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( )

【リ. 自家発電設備の設置部分】

( ) ( ) ( )

【ヌ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( )

都市計画区域や防火地域、用途地域などについては市町村窓口で確認する。  
(市街化区域・市街化調整区域は、富山市、高岡市、射水市のみが存在する。)

防火地域・準防火地域の場合、別の規制がかかる場合があるので要注意。

2以上の道路がある場合は、幅員の大きい道路について、幅員と接道長さを記載

用途地域、容積率、建蔽率は、市町村役場で確認する。

敷地全体としての主たる用途を記載。  
一戸建ての住宅のある敷地に車庫を増築する場合は、「一戸建ての住宅」となる。

敷地内に既存建築物がある場合は、「増築」となる。

車庫の床面積を記載する。既存の車庫がある場合は、申請以外の部分に記載する。

【ル. 宅配ボックスの設置部分】

( ) ( ) ( )

【7. その他の不算入部分】 ( ) ( ) ( )

【7. 住宅の部分】 ( 0 m<sup>2</sup> ) ( 129.17 m<sup>2</sup> ) ( 129.17 m<sup>2</sup> )

【カ. 老人ホーム等の部分】

( ) ( )

【イ. 延べ面積】 129.17 m<sup>2</sup>

【ク. 容積率】 43.87 %

容積率の算定には、車庫の床面積を除く。(【イ. 建築物全体】の合計の1/5まで)

$$151.43 \times 1/5 = 30.29 > 22.26$$

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 1

住宅に車庫を増築する場合、申請に係る建築物=車庫、他の建築物=既存住宅部分として記載

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 ( 2.90 m ) ( 8.55 m )

【ロ. 階数】 地上 ( 1 ) ( 2 )

地下 ( 0 ) ( 0 )

【ハ. 構造】 木 造 及び アルミニウム合金 造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 高さ制限不適用

【14. 許可・認定等】

敷地内の主たる建築物について前方に記載し、主ではない建築物について、後方に記載

【15. 工事着手予定年月日】 令和×年 ×月 ×日

【16. 工事完了予定年月日】 令和×年 ×月 ×日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 年 月 日 ( )

(第 回) 年 月 日 ( )

(第 回) 年 月 日 ( )

【18. 建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項等に係る経過措置の適用】

【イ. 適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、その区分】

建築基準法施行令第43条第1項及び第46条第4項

その他

【19. その他必要な事項】

【20. 備考】

(第四面)

建築物別概要

第四面～第六面は、申請する建築物（棟）ごとに作成する。

【1. 番号】 1

【2. 用途】 (区分 08490) 車庫  
(区分 )  
(区分 )  
(区分 )  
(区分 )

独立したカーポートの場合は、「新築」となる。

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の様様替

【4. 構造】 アルミニウム合金造 一部 造

【5. 主要構造部】

- 耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合）  
耐火構造（防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合）  
建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造  
準耐火構造  
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）  
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）  
その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造  
建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物  
建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造  
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造  
その他  
建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

- 耐火建築物 延焼防止建築物 準耐火建築物 準延焼防止建築物 その他  
建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】

- 【イ. 地階を除く階数】 1 階  
【ロ. 地階の階数】  
【ハ. 昇降機塔等の階の数】  
【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

【9. 高さ】

- 【イ. 最高の高さ】 2.900 m  
【ロ. 最高の軒の高さ】 2.500 m

【10. 建築設備の種類】 なし

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第1号に掲げる審査

建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第2号に掲げる審査

(構造設計を行った構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)

(1) 氏名

(2) 資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第  
第

4  
号

【ホ. 認定型式の認定番号】

【ハ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ト. 認証型式部材等の認定番号】

建築士が設計した場合は、審査の特例があり、【ロ】が「有」、「ハ」が「4」号となる。

【12. 床面積】	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
【イ. 階別】 ( F1 階)	( 22.26 m <sup>2</sup> )	( 0 m <sup>2</sup> )	( 22.26 m <sup>2</sup> )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
( 階)	( )	( )	( )
【ロ. 合計】	( 22.26 m <sup>2</sup> )	( 0 m <sup>2</sup> )	( 22.26 m <sup>2</sup> )

【13. 屋根】 ガルバリウム鋼板 折板 t=0.8

【14. 外壁】

【15. 軒裏】 折板裏あらわし

居室がないので記載不要。

【16. 居室の床の高さ】

【17. 便所の種類】

【18. その他必要な事項】

【19. 備考】

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	第四面と同じ番号
【2. 階】	F1	
【3. 柱の小径】		アルミカーポートについては、
【4. 横架材間の垂直距離】		【3】～【5】は記載不要
【5. 階の高さ】		
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】		
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】		
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 (08490)	(車庫)	(22.26㎡)
【ロ.】 ( )	( )	( )
【ハ.】 ( )	( )	( )
【ニ.】 ( )	( )	( )
【ホ.】 ( )	( )	( )
【ヘ.】 ( )	( )	( )
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		

建築物独立部分別概要

【1. 番号】

1

第四面と同じ番号

既存部分と繋がらないアルミカーポートについては、【1. 番号】欄のみ記載する。

【2. 延べ面積】

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 ( ) 地下 ( )

【ニ. 構造】 造 一部 造

※第四面と同じなので記載不要。

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム  
(大臣認定番号 )

その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

【8. 備考】